

逢初川沿い市道再整備事業に伴う設計業務委託  
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「逢初川沿い市道再整備事業に伴う設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、敷地及び周辺土地利用（造成計画）が確定されていない状況下において、関係機関に事業内容の理解を深めていただくための説明資料作成を目的とする。

(業務範囲)

第3条 業務対象範囲は、委託者が計画している逢初川沿い市道（以下「市道」という。）について実施するものとする。

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 静岡県業務委託共通仕様書 令和4年版 静岡県交通基盤部
- (2) その他 関連基準

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

- (1) 現地踏査  
設計区間における周辺の状況確認を行う。
- (2) 基本事項の整理  
静岡県が計画した逢初川河川計画との整合を図るための資料整理を行う。
- (3) 市道沿いの計画に関する資料作成
  - ア 市道の資料作成
    - ・市道は、決定されている縦断図により検討を行う。
    - ・現区域内で4 mの有効幅員を確保するため、防護柵設置位置を変えて構造計算を実施し、現計画内で幅員構成が満足できるかの検討を行う。
  - ※幅員確保に伴い河川側の防護柵基礎構造を変更する場合、河川管理者との協議を行う。
  - ・各取付道路との接続箇所について、協議検討資料を作成する。
  - ・民地乗入れ計画については、適宜標準構造図を作成する。
  - イ 市道と民地の境に発生する高低差処理資料の作成

※民地側地盤高は現況地盤高（令和4年1月測量）とする。

- ・市道側民地との高低差処理資料の作成を行う。

※高低差処理：擁壁・法面等

ウ 排水関係資料作成

- ・市道及び各取付道路の排水処理を考慮し、河川に放流する排水検討を行う。

エ 補足測量実施に伴う図面作成

- ・現時点の地盤高さについての補足測量を行い、図面反映させる。

（4）その他事項

- ・道路視距に関する検討を追加で指示することがある。
- ・縦断勾配の見直しの検討を追加で指示することがある。

（打合せ協議）

第6条 打合せ協議は、業務着手時、各作業中の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。

（1）業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、資料作成及び検討に必要な資料等の貸与を行う。

（2）中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での測量終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。応急対応等が必要となった際には、打合せを追加する。

（3）成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

（4）その他監督員が必要と認めた場合

（主任技術者の配置及び資格）

第7条 本業務の実施に当たっては、熱海市業務委託契約約款第7条で規定する主任技術者を配置しなければならない。なお、本業務の主任技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設・道路）

イ 技術士（建設部門：道路）

ウ R C C M（道路）

（照査技術者の配置及び資格）

第8条 本業務の実施に当たっては、共通仕様書第1108条2項に規定する照査技術者を配置しなければならない。なお、本業務の照査技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設・道路）

イ 技術士（建設部門：道路）

ウ R C C M（道路）

※本業務の中で、照査技術者は主任技術者を兼務することはできない。

#### （貸与資料）

第9条 共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- ・ 計画平面図
- ・ 縦断図
- ・ 横断図

その他業務履行上必要な委託者の所有する資料について貸与するものとする。

#### （安全管理）

第10条 受託者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全の確保を図るものとする。

保安施設の設置に当たっては、「道路工事及び工事用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領（平成19年4月）」によるものとする。

交通誘導員は、必要に応じ配置を行う。現場条件や交通管理者との協議等により監督員と協議するものとする。

#### （成果品）

第11条 成果品は、次に示すとおりとする。 提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| （1）報告書（A4版、パイプ式ファイル） | 2部 |
| （2）電子データ（CD-R）       | 1式 |
| （3）その他、委託者が必要とするもの   | 1式 |

#### （疑義）

第12条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。